

奈良県教育委員会教育長訓令第一号

事務局一般

県立学校

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会行政文書管理規程（平成元年十二月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

第十一条に次の一項を加える。

2 課等及び教育機関の長は、公印の偽造、不正な使用、盗難、紛失その他の事故が判明したときは、直ちにその旨を総括文書管理責任者に届け出なければならない。

第二十二條第一項中第三号を第四号とし、同項第二号中「県」を「前項に掲げるもののほか、県」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 国及び地方公共団体にあてた文書のうち、当該国及び地方公共団体が公印の押印の省略を認めたもの

第二十二條第二項中「第十一条」を「第十一条第一項」に改め、同条第三項中「企画管理室長」を「総括文書管理責任者」に改め、「記名押印し」を削る。

第二十三條に次の一項を加える。

3 第十一条第二項の規定は、第一項の規定により事前に公印を押印した表彰状等について準用する。

第二十四條第一項中「特定期間に集中する」を「定例的又は定型的な」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第十一条第二項の規定は、第一項の規定により公印の印影を印刷した用紙類について準用する。

第二十四條の二第二項中「第十一条」を「第十一条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 電子署名を行うために必要な符号（以下「符号」という。）及び符号を記録した電磁的記録媒体（以下「記録媒体」という。）は、責任者を定めて厳重に管理しなければならない。

4 符号の偽造、不正な使用、漏えい、滅失、毀損その他の事故が判明したとき、又は

記録媒体の偽造、不正な使用、盗難、紛失その他の事故が判明したときは、直ちにその旨を総括文書管理責任者に届け出なければならぬ。

第三十六条第二項中「教育長」を「総括文書管理責任者」に改める。

第二号様式の注を次のように改める。

注 電子的方式により文書を施行する場合は、「公印押印数」欄に「電子署名」と記入し、併せてあて先数を記入してください。また、公印の押印又は電子署名を省略する場合は、「公印（電子署名）省略」と記入し、併せてあて先数を記入してください。

第十号様式中「氏 名 印」を「氏 名」に改める。